

## 【報告 3】

# 首里城復旧・復興推進本部会議及び同ワーキンググループ の設置要綱改正

# 設置要綱の改正

令和4年度における、正殿復元工事着工、首里城復興課新設、首里城未来基金創設等の**首里城復興が本格化する新たなステージ移行**とあわせ、下記のとおり設置要綱を改正する。

## 令和3年度

### 首里城復旧・復興推進本部

体制：知事、両副知事、政策調整監、関係部局長  
庶務：特命推進課（主）、都市公園課（副）

### 首里城復旧・復興ワーキンググループ

体制：（主）特命推進課長（副）都市公園課長  
関係課長（10課体制）  
※テーマに応じて関係する課を招集

庶務：特命推進課

### 検討グループ（7グループ）

- 防災対策検討グループ ●文化財等検討グループ
- 歴史まちづくり検討グループ ●琉球文化継承・振興検討グループ
- 復旧推進検討グループ ●復興財源検討グループ
- 誘客対策検討グループ

## 令和4年度

### 首里城復興推進本部

※ステージ移行に伴う名称変更

体制：知事、両副知事、政策調整監、関係部局長  
庶務：首里城復興課

※組織改編による改正

### 首里城復興ワーキンググループ

体制：（主）土木建築部参事（首里城復興担当）  
（副）首里城復興課長 関係課長  
※テーマに応じて関係する課を招集

庶務：首里城復興課

※組織改編による改正

※削除

7つの課題検討グループではなく、推進すべき施策（人材育成等）に応じて柔軟に対応可能な体制とする

# 本部会議設置要綱

首里城~~復興~~復興推進本部設置要綱

(目的)

第1条 「首里城復興基本方針」(令和2年4月23日沖縄県策定)に基づき、首里城の復興・復興に向けた積極的な取り組みを全庁的に進めるため、首里城~~復興~~復興推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部長をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。この場合において副本部長が職務を代理する順序は、次に掲げるとおりとする。

(1) ~~知事公室土木建築課~~に関する事項を担当する副知事

(2) 前号に掲げる副知事以外の副知事

4 本部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

5 本部長は、推進本部の事務を実施するため、ワーキンググループ及び検討グループを置くことができる。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 首里城復興・復興基本計画等の策定に関すること。

(2) 施策の方針決定及び情報共有に関すること。

(3) その他対策を実施するため必要な事項に関すること。

(推進本部会議)

第4条 推進本部は、施策の方針決定又は情報共有を行うため、推進本部会議(以下「本部会議」という。)を開催することができる。

2 本部会議は、本部長が招集する。

3 本部会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部長で開催することができる。

4 本部長は、本部長のほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

(職務)

第5条 推進本部の庶務は、~~土木建築部首里城復興課~~~~知事公室特命推進課~~(主)及び~~土木建築部都市公園課(副)~~において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表(第2条関係)

政策調整監
知事公室長
総務部長
企画部長
子ども生活福祉部長
農林水産部長
商工労働部長
文化観光スポーツ部長
土木建築部長
教育長

# ワーキンググループ設置要綱

## 首里城復旧・復興ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 首里城復旧・復興に向けた諸課題及び対応を検討するため、首里城復旧・復興推進本部（以下「推進本部」という。）設置要綱第6条に基づき、「首里城復旧・復興ワーキンググループ（以下「復旧・復興WG」という。）」を設置する。

(事務)

第2条 復旧・復興WGは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 首里城復旧・復興に向けた諸課題の分析及び検討に関すること。
- (2) 首里城復興基本計画等の策定及び実施に関すること。
- (3) 推進本部への報告に関すること。
- (4) その他首里城復旧・復興に向けて必要な事項に関すること。

(リーダー及びサブリーダー)

第3条 復旧・復興WGに、リーダー及びサブリーダーを置き、それぞれ土木建築部参事（首里城復興担当）特命推進課長及び首里城復興課長都市公園課長をもってあてる。

(組織)

第4条 復旧・復興WGに、~~別表左欄に掲げる検討グループを置く。なお、業務の必要性に応じ、検討グループを追加置くことができるものとする。~~

~~2 各検討グループは別表中央欄に掲げる課で構成し、分掌事務は別表右欄のとおりとする。~~

~~3 各検討グループのリーダーは、必要に応じて、他課又は関係機関に応援を要請することができる。~~

(復旧・復興WG会議)

第5条 復旧・復興WGは、情報共有、対策方針の検討を行うため、復旧・復興WG会議（以下「WG会議」という。）を開催することができる。

- 2 WG会議は、リーダーが招集する。
- 3 WG会議は、リーダーが主宰し、その都度必要と認めたメンバーで開催することができる。
- 4 リーダーは、メンバーのほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 WG会議の庶務は、首里城復興課特命推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、復旧・復興WGの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附則

この要綱は、令和元年11月7日から施行する。

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

~~※削除~~

~~別表（第4条関係）~~

<del>WG名</del>	<del>課名 (○はグループ長)</del>	<del>分掌事務</del>
<del>防火対策検討G</del>	<del>○都市公園課 文化振興課 文化財課 防災危機管理課</del>	<del>① 火災の再発防止に関すること。</del>
<del>文化財等検討G</del>	<del>○都市公園課 文化振興課 文化財課</del>	<del>① 美術工芸品の修復・復元に関すること。 ② 展示・収蔵庫のあり方に関すること。</del>
<del>歴史まちづくり検討G</del>	<del>○特命推進課 都市公園課 文化振興課 女性力・平和推進課</del>	<del>① 首里地区のまちづくりに関すること。 ② 首里地区の交通に関すること。 ③ 32軍司令部壕の活用のある方に関すること。</del>
<del>琉球文化継承・振興検討G</del>	<del>○特命推進課 文化振興課 観光振興課 ものづくり振興課</del>	<del>① 琉球文化の継承、振興に関すること。</del>
<del>復旧推進検討G</del>	<del>○都市公園課 特命推進課 文化振興課 ものづくり振興課 森林管理課</del>	<del>① 城郭内復旧の推進体制等に関すること。 ② 基金（寄附金）の執行に関すること。</del>
<del>復興財源検討G</del>	<del>○特命推進課 都市公園課 文化振興課 企画調整課</del>	<del>① 企業版ふるさと納税に関すること。 ② 各種復興財源の検討に関すること。 ③ 次期振興計画の位置づけに関すること。</del>
<del>誘客対策検討G</del>	<del>○都市公園課 観光振興課 文化振興課 特命推進課</del>	<del>① 復元過程の段階的公開に関すること。 ② 復興イベントに関すること。 ③ 観光振興に関すること。</del>